

再評価書

事業名	一般国道368号(大内拡幅)		事業区分	道路事業		課名	道路建設課 (伊賀建設事務所)
事業概要	工期 (下段:当初)	H18年度~H32年度	全体事業費	3,300百万円(負担率:国5.5:県4.5)			
		H18年度~H32年度	(下段:当初)	3,300百万円(負担率:国5.5:県4.5)			

事業目的及び内容

■当該路線の状況

一般国道368号は、伊賀市を起点として、奈良県内を通過し、多気郡多気町に至る延長約74kmの幹線道路です。伊賀地域においては、伊賀市市街と名張市市街を結ぶ、生活にも産業にも欠かせない幹線道路です。

また、当該路線は、伊賀市と名張市との市街地を最短距離で結ぶ道路であり、第2次緊急輸送路に指定されており、災害などの発生時には救援や救助活動、復旧活動に利用される道路です。

伊賀市内においては、当該路線で北向き方面は名阪国道上野インターチェンジ付近で渋滞が発生しており、南向き方面は旧国道368号との交差点になる菖蒲池交差点付近で渋滞が発生しています。特に、朝夕の通勤時間帯において、激しい混雑状況となっています。

このため、名阪国道上野インターチェンジから、菖蒲池交差点までの区間において、大内拡幅事業として、現道2車線の道路を4車線化する事業を実施しています。

■事業目的

大内拡幅事業により、国道368号の渋滞を緩和し、円滑な交通を確保します。また、名阪国道上野インターチェンジへのアクセス性の向上を図り、伊賀市、名張市間を結ぶ幹線道路機能の向上を図ります。

加えて、4車線化により、地域の経済や産業の発展、緊急輸送機能の向上が期待されます。

■事業内容

- ・計画延長 L=5,100m (起点)伊賀市守田町~(終点)伊賀市菖蒲池
- ・幅員 W=13.0 (20.0)m
- ・主要構造物 橋梁 2橋
- ・事業計画期間 15年間(平成18年度~平成32年度)
- ・全体事業費 3,300百万円(工事費:3,100百万円、用地費:200百万円)

事業主体の再評価結果

1 再評価を行った理由

平成18年度に事業着手後、一定期間(10年)を経過し、事業継続中であるため、三重県公共事業再評価実施要綱第2条(2)に基づき再評価を行いました。

2 事業の進捗状況と今後の見込み

2-1 事業の進捗状況

- ①平成26年度末の事業進捗率は、32% (工事32%、用地36%) となっています。
- ②用地については大部分が2車線改築事業時に確保されており、4車線分の用地はおおよそ確保されています。
- ③今年度L=約1,500mで供用を開始します。

2-2 今後の見込み

平成32年度の全線供用に向け事業を推進します。

3 事業を巡る社会経済状況等の変化

平成20年4月には伊賀市・名張市の広域医療体制である伊賀地域二次救急医療輪番体制が確立されており、救急搬送には国道368号が用いられており、救急搬送時において、重要な役割を担っている道路であることから、当事業の必要性に変化はありません。

4 事業採択時の費用対効果分析の要因の変化、地元意向の変化等

4-1 費用対効果分析

○事業区間全体の費用対効果分析の結果は、

走行時間短縮便益	174億円
走行経費減少便益	11億円
交通事故減少便益	4億円
総便益	189億円
総費用	32億円

費用便益比は、「5. 9」となります。

4-2 その他の効果

○地域の産業支援

国道368号沿線は、伊賀市と名張市の境から名張市街地にかけては、工業団地が形成されており、工場が集積しており、当該事業により、伊賀市街地及び名阪国道上野インターチェンジからのアクセスの向上が期待されています。

また、新名神高速道路信楽インターチェンジから、国道422号（三田坂バイパス）を経由し、名張市街地を結ぶ道路としての役割を担い、アクセスが向上することで、産業道路としても活用が期待されます。

4-3 地元意向

当該路線が通過する、三重県伊賀市・名張市・津市・松阪市・多気町・奈良県御杖村の6市町村により「国道368号改修期成同盟会」が設立されており、地域間の物流及び交流促進のため、事業の早期完成を強く要望されています。

また、沿線自治会の代表による沿線協議会が年数回開催されており、事業の早期完成を強く要望されています。

5 コスト縮減の可能性や代替案立案の可能性

5-1 コスト縮減

道路整備に際し、LED 照明による維持管理費の削減を行い、コスト縮減を図っています。

5-2 代替案

当該事業は、現道を拡幅していく事業であり他のルートがないこと、用地はおおよそ確保済みとなっていることから、代替案はありません。

再評価の経緯

当事業は、平成18年度に事業着手しており、今回初めて再評価を行います。

事業主体の対応方針

三重県公共事業再評価実施要綱第3条の視点を踏まえて再評価を行った結果、同要綱第5条第1項に該当すると判断されるため当事業を継続したいと考えています。